

第 354 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 9 月 16 日（土曜日） 10：00～

報告者：村島 正隆（島津製作所）

テーマ：事業者の損害に対する製造物責任法の適用について

報告者コメント：事業者の受けた損害について製造者へ製造物責任を追及する際に特有の論点を検討し、裁判例も挙げながらどの程度事業者損害への製造物責任法適用が広がっているのかを検討していきます。

報告概要：

1. 事業者・法人の物損への法適用

(1) 「被害者」の保護という立法目的

- ・法制審議会の審議の過程で消費者保護に限定されるとはされなかった。

(2) 「人」「他人」という文言

(3) 米国・欧州

(4) 裁判例 事業者の物損を対象とする裁判例が多数存在

2. 「財産の侵害」の範囲①———純粋経済損害

(1) 特定財産の侵害

- ・欠陥のある動産以外の特定の動産や不動産⇒法適用に争いなし

(2) 純粋経済損害

- ・PL 法に明確な規定なし
- ・法適用があるとするのが支配的見解。有力な適用否定（限定）説も存在する。

(3) 「欠陥」の定義との関係

- ・経済的損害のみを生じさせるおそれがあるものと「安全性」
- ・東京地判平成 15・7・31 判時 1842・84

(4) 米国・欧州

- ・第 3 次不法行為リステイトメント 21 条 拡大損害から生じたものを含む
- ・EU 製造物責任指令 9 条 含まない

(5) 求償事案

(6) 裁判例

- ・原告製造者に物理的拡大損害なし、末端使用者では物理的拡大損害が発生したものの認容例としては、東京地判平成 13・2・28 判タ 1068・181、東京高判平成 16・10・12 判時 1912・20、東京地判平成 25・12・5 判時 2215・103 など
- ・原告製造者にも末端使用者にも物理的拡大損害が発生していないか、軽微なもの欠陥を否定するものとしては、東京地判平成 16・8・31 判時 1891・96（欠陥否定）、東京地判平成 22・12・22 判時 2188・50（同上）など
- ・求償を請求に含むもの  
たとえば、前掲東京地判平成 16・8・31、東京地判平成 22・4・1LLI 搭載裁判例、前掲東京地判平成 25・12・5 など

東京地判平成 24・11・30 判タ 1393・335、

3. 「財産の侵害」の範囲②———部品の欠陥による最終製品の被害（最終製品以外への拡大損害がない場合）

(1) 拡大損害といえるか

- ・学説では肯定、否定の両説が存在する。

(2) 裁判例

- ・部品材料に欠陥が主張され、最終製品以外にも物理亭損害が発生したもの  
請求認容のものとして、前掲・東京地判平成 15・7・31、前掲・東京高判平成 16・  
10・12
- ・部品材料の欠陥が主張され、被害の範囲が最終製品にとどまったもの  
前掲東京地判平成 16・8・31、東京地判平成 27・1・16 判時 2258・89 参照

4. 直接の売買契約当事者間における製造物責任法の適用

(1) 債務不履行責任・瑕疵担保責任と不法行為責任の関係

- ・裁判実務 - 請求権競合説

(2) 裁判例

- ・東京高判平成 25・2・13LLI 搭載裁判例は競合を肯定、契約上の排除合意の解釈にあたって欠陥による事故の重大性から疑義を許さない明確な合意が必要とする。
- ・前掲東京地判平成 22・4・1 は商法 526 条の検査義務が免除されていること、制ぞ物責任を負うことを説示した。

5. 生産物損害賠償保険（PL 保険）の適用範囲

- ・不良完成品損害、物理的拡大損害を伴わない純粹経済損害、リコール費用など特約による付保が必要な損害賠償もある。

以 上